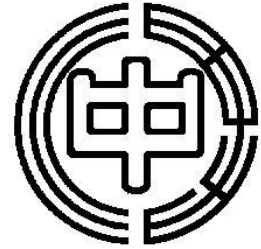


川里中学校 生活のきまり

令和5年4月

川里中学校の校訓でもある「凡事徹底」とは、当たり前のことを徹底して行うことです。川里中学校の伝統でもある、この「凡事徹底」を守り、中学生らしく、快適な学校生活が送れるようにしましょう。



1 服装 ～正しい服装で、落ち着いた学校生活を送りましょう～

(1)男子

- ①学校指定の制服とする。
- ②ワイシャツは標準品の白ワイシャツとする。長袖・半袖は気候に合わせる。
- ③ベルトは必ず着用し、色は黒やこげ茶色の標準的なものを使用する。

(2)女子

- ①学校指定の制服とする。
- ②ワイシャツ・ブラウスは、標準品の白ワイシャツまたは白ブラウスとする。長袖・半袖は気候に合わせる。
- ③スカートの丈は、膝が隠れる長さとする。

(3)共通

- ①名札はプラスチックプレート・ピンタイプを左胸ポケットの上につける。
- ②靴下は白のスクールソックスとする。長さは、くるぶしを完全に覆うことができ、ひざ下までとする。ワンポイントの装飾は差し支えない。
- ③上履きは学校指定のものとする。ラインの色は原則として学年カラーのものを使用する。
- ④外靴は白の運動靴で体育の授業に適するもの（ひもぐつ）を使用する。
- ⑤体操着・ジャージは学校指定のものとする。
- ⑥授業や清掃で一度着替えたら、ジャージのまま生活してよい。
- ⑦シャツ出し等のだらしない服装にならないようにする。

(4)防寒着

- ①セーターは、Vネックまたは丸首で、色は黒または紺のものとする。セーターのみで学校生活を送ることはできない。
- ②黒のタイツを着用してよい。
- ③アンダーシャツ・インナーについては、モノトーンとする。
- ④通学時に限り、以下の防寒着を着用してよい。
 - ・ウインドブレーカーは原則各部で指定したものとする。
 - ・コート：学生用コート，ダッフルコート，Pコートとする。色は黒・紺またはグレーで無地，裏地もはででないものとする。
 - ・手袋・マフラー・ネックウォーマー・耳当ては色がはででないものとする。

(5)衣替え

4月	制服・防寒着可	9月・10月	制服・夏服併用
5月・6月	制服・夏服併用	11月～3月	制服・防寒着可
7月・8月	夏服		

2 頭髪・身だしなみ ～清潔感のある、中学生らしい髪型・身だしなみを心掛けましょう～

(1)男子

- ・特殊な髪型は避け、中学生らしいものとする。
- ・えりや目・耳にかからないようにする。
- ・髪は自然な状態にし、特殊な髪型にしない。

(2)女子

- ・特殊な髪型は避け、中学生らしいものとする。
- ・後ろ髪が肩に掛かったら、髪の毛に近い色のゴムでひとつまたはふたつにまとめる。極端に高い位置で結ぶことが無いようにする。前髪が目にかかる場合は、髪の毛に近い色のヘアピンで留める。

(3)共通

- ①清潔感のある、中学生らしい髪型を心掛ける。
- ②染色・脱色・パーマ・ストレートパーマ・整髪料・そり込み・特殊な髪型・装飾は禁止とする。
- ③化粧・ピアス・眉や爪の加工は禁止とする。

3 登下校 ～安全に気をつけて登下校しましょう～

(1)登校時

- ①制服で登校する。雨天時は、ジャージでの登校を認める。
- ②8:15 までに教室に入室し、8:20 の出席確認時には着席する。
- ③集会の場合、集会の場所に 8:20 の出席確認時には整列する。

(2)下校時

- ①帰りの会の直前に制服に着替え、制服で下校する。雨天時や部活動・委員会活動がある場合は、ジャージでの下校を認める。
- ②決められた下校時刻を守る。

基準となる期間	活動終了時刻	下校時刻
4月1日～9月30日	17:30	17:45
10月1日～10月9日	17:15	17:30
10月10日～10月19日	17:00	17:15
10月20日～10月31日	16:45	17:00
11月1日～1月24日	16:30	16:45
1月25日～2月9日	16:45	17:00
2月10日～2月24日	17:00	17:15
2月25日～3月9日	17:15	17:30
3月10日～3月31日	17:30	17:45

(3)自転車通学

- ①交通規制・マナーを守り安全に気をつける。
- ②ヘルメットを正しく着用する。家から駐輪場まで着用する。
- ③校内乗車は禁止とする。
- ④安全に乗車できない場合は、一定期間自転車通学を禁止する場合がある。(違反3回)

(4)欠席・遅刻・早退・見学

- ①欠席・遅刻・早退は、保護者から学校へ連絡をする。eメッセージアプリで 8:00 までに連絡をする。
- ②遅刻した場合、職員室に遅刻届を提出してから教室に入る。
- ③早退した場合は、家に着いたことを学校に連絡する。
- ④怪我等でやむを得ず体育を見学する場合、eメッセージアプリで 8:00 までに連絡をする。

また、登校してから見学する場合は、保健室のカードに記入して提出すること。

4 持ち物 ～学校生活に必要なものだけを持てきましょう～

(1)かばん

- ①サブバックのみでの登校は認めない。ただし、特別に認められた日はサブバックで登校してよい。
- ②メインバック・サブバックにつけるキーホルダーは、1つとする。
- ③部活動用具が多く、メインバックとサブバックを利用しても入りきらない場合、サブバックの代わりとして、エナメルバック等の使用を可とする。ただし、教室のロッカーの中に、メインバックと共に入る大きさのものとし、担任または顧問に許可を得たものとする。

(2)持ち物にはすべて記名をする。

- (3)日焼け止め・制汗剤は無香料のものに限り使用可とする。ただし、スプレータイプのものは禁止とする。
- (4)年間を通して水筒の持参を認める。中身は水・お茶・スポーツドリンクとする。ペットボトルは認めない。
- (5)万が一、不要物を発見した場合は、担任を通じて保護者に直接返却する。

5 学校生活 ～みんなが気持ちよく生活するためのルールを確認しよう～

(1)授業

- ①チャイム前に着席する。
- ②授業の始めと終わりの号令をかけ、あいさつをする。
- ③休み時間中に、次の授業の準備をする。教室移動は、時間に余裕を持って行う。
- ④授業道具に関しては、許可されているものは、置いて帰ってよいこととする。

(2)職員室の入り方

- ①廊下の端に荷物を置き、ウインドブレーカー・コート類を脱いで置く。
- ②ノックをし、「失礼します。○年○組（△△部）の□□です。」と名乗る。
- ③「○○先生いらっしゃいますか。」など用件を伝える。
- ④用事を済ませて、「失礼しました。」をしっかりと言い、退室する。
- ⑤テスト期間中等は、入室できない。

(3)校内の利用

- ①外靴使用の場所と上履き使用の場所を区別すること。
- ②げた箱は区別して使用すること。上段は上履き、下段は外靴とし、かかとをそろえること。
- ③廊下や階段は歩く。走ったり、悪ふざけをしたりしないこと。
- ④体育館への移動は、原則2階渡り廊下を使用すること。体育館1階渡り廊下や出入り口は雨天時や特別な許可がある場合のみ利用を可とする。
- ⑤特別棟1階渡り廊下は、原則通行禁止とする。ただし、特別な許可がある場合のみ利用を可とする。
- ⑥ベランダは出ることができない。ただし、特別な許可がある場合のみ利用を可とする。
- ⑦授業や委員会・部活動などで 必要のある場合以外は、他クラスの教室に入ることはできない。同様に特別教室や学年活動室に入る場合は、担当の先生の許可が必要となる。
- ⑧机やいす等は公共物である。大切に扱うこと。（落書きや彫り込みを入れたりしない。）